「ごみ」から「資源」へ
プラスチックごみ分別回収にご協力を

町では廃棄物の減量と再資源化の推進のため、プラスチック資源のリサイクル回収の実施について検討しています。昨年同様に、試験的な分別回収事業を次のとおり行いますので、より多くの回収のためご協力をお願いします。出し方のルールや回収対象などについては、本誌同封のチラシをご覧の上、専用の回収袋をご使用ください(昨年より大きくしました)。

ペットボトル収集日	回　収　日
毎月第2・第4 水曜日の地域	10月第2週(10月9日)　11月第2週(11月13日) 10月第4週(10月23日)　11月第4週(11月27日)
毎月第1・第3 水曜日の地域	10月第3週(10月16日)　11月第3週(11月20日) 11月第1週(11月6日)　12月第1週(12月4日)

※各地域の「ペットボトル資源回収日」に、普段使用しているお住いの地区集積所に出してください。
※実証試験のため、試験回収日以降は回収しませんのでご注意ください。

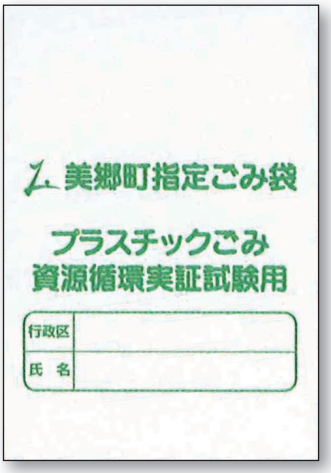

問●町住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

地域おこし協力隊通信 Vol.6

美郷町地域おこし協力隊　髙橋 錬太郎

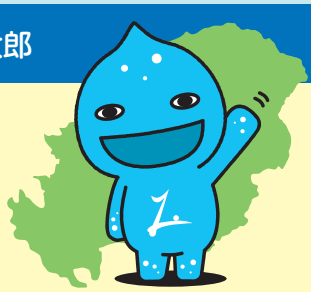

食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋。皆さんはどんな秋をお過ごしでしょうか。秋といえば、私は紅葉の秋ですね。美郷町は、日本一広い横手盆地の中央部東側に位置しているため、秋になると全周囲紅葉した山々に囲まれ、きれいな秋の風景を楽しむことができます。そんな美郷町ですが、さらに風景を楽しめる場所があるので、今回はそちらをご紹介したいと思います。

今回紹介するのは、六郷温泉あったか山で利用できるサウナ施設「ヤマノサウナ」です。ヤマノサウナは、あったか山の利用されていなかった東屋を再利用し、そこにテントサウナを常設しています。こちらは、プライベートサウナとなっているので、他の人を気にせずにゆっくりとサウナで温まった後、目の前に広がる紅葉を楽しみながら外気浴をすることができます(周囲には目隠し用の柵もあるので安心して利用できます)。

ヤマノサウナですが、地域おこし協力隊として、私も業務の間に手伝っていて、サウナの準備や案内、入り方の説明をしています。サウナ内では薪ストーブを使用しているため、薪の遠赤外線効果で日光浴のような柔らかい暖かさを楽しめるだけでなく、セルフロウリュウも楽しめるので、蒸気による灼熱体験ができるのも売りの一つとなっています。セルフロウリュウでは、美郷町で有名なラベンダーのアロマを使用していて、ラベンダーの香りには「癒し」「リラックス」の効果があるため、疲れをリフレッシュすることができます。

ドライブや紅葉狩りなどもいいですが、一度足を止めて全身で美郷町の秋を堪能してみてはいかがでしょうか。

ヤマノサウナは完全予約制となりますので、利用希望日の2日前までヤマノサウナ公式LINEにてお申し込みください。

美郷フェスタ会場で
マイナンバーカードの出張申請受付をします

マイナ保険証や住民票等のコンビニ交付など、マイナンバーカードの活用機会が広がっています。美郷フェスタにご来場予定の方は、この機会に申請してみてはいかがでしょうか。会場では、その場で顔写真を撮影して申請受付を行います。事前にご予約いただければ、完成したマイナンバーカードを本人限定受取郵便等によりご自宅へ郵送しますので、役場に出向くことなく受け取ることができます(予約なしでも申請はできますが、マイナンバーカードは後日役場に取りに来ていただきます)。

日　　時◆10月19日㈯、20日㈰
午前9時～午後3時(20日は午後2時まで)

会　　場◆美郷町総合体育館リリオス

対象
- 美郷町内に住所がある方
- 申請日から２カ月以内に転出予定がない方
- マイナンバーカードの申請をしていない方
- 申請者本人が(15歳未満の方は法定代理人と一緒に)会場に来ることができる方
- マイナンバーカードが届くまで手元に通知カードがなくても良い方(申請時に返納となります)

予約期間◆10月8日㈫～10月17日㈭
午前9時～午後5時　※土・日曜日、祝日を除く。

予約方法◆下記へ電話でご予約ください。混雑防止のため時間指定の予約制として、申し込みの際に時間をお知らせします。

申請書類◆
- マイナンバー通知カード(紛失した方はお申し出ください)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 本人確認書類(以下のA1点またはB2点)

A顔写真付きの公的身分証明書
運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、障害者手帳、療育手帳、在留カード など

B「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている証明書
健康保険証、介護被保険者証、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証、学生証 など

マイナ保険証の利用登録もできます

マイナンバーカードをお持ちの方は、持参されますとマイナ保険証の利用登録もできます。暗証番号をご確認の上、お越しください。

問●町住民生活課　マイナンバー専用電話　☎0187(73)6366

国民健康保険
マイナ保険証Q&A

12月2日㈪以降に、国民健康保険・後期高齢者医療の資格を新規に取得する方で、マイナンバーカードをお持ちの方にはマイナ保険証の利用登録をお願いしています。日ごろ、よくお問い合わせがあることについて、次のとおりお知らせします。

Q：9月下旬に令和6年10月から使用する被保険者証が届きました。有効期限が「令和7年9月30日」となっていましたが、令和6年12月2日以降は使用できませんか?

A：使用できます。令和6年12月2日以降新規の被保険者証の交付はできませんが、その時点で持っている国民健康保険の被保険者証は有効期限まで使用できます。

Q：マイナンバーカードを持っていません。必ず作らないと受診できなくなりますか?

A：マイナンバーカードの作成は義務ではありません。現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限が過ぎた後は、被保険者証にかわるものとして「資格確認書」を交付します。医療機関に「資格確認書」を提示することで、これまでどおり受診できます。マイナンバーカードを作りたい方は「町住民生活課」またはイオンモール大曲内「自治体スマートカウンター(みんなの㋭窓)」で手続きができます。

Q：「資格確認書」は申請しないともらえないのですか?

A：原則として、本人からの申請によって交付されますが、当分の間は、マイナ保険証をお持ちでない方へ申請によらず交付する予定です。

Q：マイナンバーカードを持っています。健康保険証利用の申し込みをしたいのですが、どこでできますか。

A：「町住民生活課」「医療機関・薬局の窓口」、スマートフォンを使用した「マイナポータル」アプリからも手続きできます。

問●町福祉保健課　医療保険班　☎0187(84)4907